

令和6年度小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 開催要項

1. 目的

指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者が、利用登録者に関する居宅介護支援計画や、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護計画又は看護小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な「基準の正しい理解」「適切なサービスの提供」「利用計画作成演習」などの知識・技術を身につけることを目的とする。

2. 実施主体 島根県

3. 実施機関 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

4. 受講対象

島根県内の事業所で、以下の条件を全て満たしていることが必要です。

- ①指定小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所を含む）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者もしくは予定者
- ②介護支援専門員の資格があること（サテライト型は介護支援専門員以外の者も可）
- ③認知症介護実践研修「実践者研修」又は痴呆介護実務者研修「基礎課程」の修了者
 ※平成12年～17年までの実践リーダー研修（専門課程）の修了者は「実践者研修」修了者とみなします。
 ※実践者研修未受講の場合は、本年度中に下記の期間で受講し修了が必要です。

松江会場）計画作成担当者研修を受講する場合：本年度の実践者研修 I 松江・II 出雲の修了

浜田会場）計画作成担当者研修を受講する場合：本年度の実践者研修 I 松江・II 出雲・III 浜田の修了

※ 地域密着型サービス事業所の人員基準上、本研修の受講が必要となる場合がありますので、詳しくは別紙①「指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修」をご参照ください。

5. 研修日程

会場	期 日	開催場所	定員
松 江	令和6年 10月16日(水)～17日(木)	いきいきプラザ島根 403 研修室	15名
浜 田	令和7年 2月19日(水)～20日(木)	いわみーる 401 研修室	15名

6. 研修内容

日程	時 間	内 容	講 師
1 日 目	9:10～9:25	受付	事務局
	9:25～9:30	開 会	
	9:30～10:30	総論・小規模多機能ケアの視点	社会福祉法人神門福祉会 小規模多機能型居宅介護かんの里 管理者 岩谷 政彦 氏
	10:40～12:20	地域生活支援	
	12:20～13:20	昼食・休憩	
	13:20～14:20	ケアマネジメント論	社会福祉法人よしだ福祉会 ケアプランよしだ 介護支援専門員 本間 加織 氏
	14:30～16:00	チームケア	
2 日 目	9:00～15:30 (途中昼食休憩)	居宅介護支援計画作成の実際	事務局
	15:30～15:45	アンケート記入	

7. 申込方法・受講決定

- (1) 受講申込書（様式第7号）により、**各圏域の介護保険者に郵送または持参でお申込ください。（FAX 不可）**
受講申込書、介護保険者一覧とも当センターホームページから入手できます。

添付書類	① 認知症介護実践研修「実践者研修」又は痴呆実務者研修「基礎課程」の修了証書の写し ② 介護支援専門員証の写し
------	--

- (2) 保険者は総括表（様式第2号 別紙）を作成し、島根県福祉人材センターに受講申込書と共に提出します。
(3) 受講決定通知を研修の1ヶ月前頃までに各事業所に郵送するとともに、保険者へ受講決定者を報告します。
(4) 定員超過の際は、島根県が定める選考基準に基づき調整を行います。受講をお断りする場合があります
ことを予めご了承ください

※人材センターへ直接申込はできません。

会場	事業所から保険者への受講申込受付期間	保険者から福祉人材センターへの提出期限
松江	7月29日(月)～8月19日(月)【必着】	8月26日(月)【必着】
浜田	12月6日(金)～1月7日(火)【必着】	1月15日(水)【必着】

8. 受講料 9,000円

- (1) 決定通知に受講料払込票を同封します。記載の払込期限内に所定の方法によりお振込みください。
(振込手数料が発生する場合にはご負担ください)。
(2) 決定後の受講辞退はご遠慮ください。やむを得ず受講辞退をされる場合、払込期限までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします。(手数料は事業所負担)

9. 修了証書

厚生労働省が定めた研修日程(時間数)を満たした出席者には島根県知事名の修了証書が交付されます。

1科目でも、欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。

また、研修受講態度が著しく不良であったり[※]、研修内容を理解していないと判断される場合、修了証書の発行を行わないことがありますので、あらかじめご了承ください。

緊急かつやむを得ない場合等については県と協議のうえ、決定します

注	① 他の受講者、実習施設に迷惑をかける行為 ② 研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む） ③ 受講者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為、居眠り等）
---	---

10. その他

- (1) 研修期間中の出席管理に伴い出席簿にサインをしていただきます。
(2) 昼食の販売はありません。各自ご準備ください。
(3) 研修会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
(4) 研修中の録音・録画は一切禁止です。
(5) 駐車場に限りがありますので、出来る限り公共交通機関をご利用ください。
(6) 地震・台風・感染症（新型コロナウイルスなど）、やむを得ない事情により研修会を中止する場合、
受講申込書の FAX 宛に一斉送信すると共に、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。
(7) 当日の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります。
(8) マスク着用は個人の判断を基本とします。

11. お問い合わせ先

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／松林・鬼村

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2階

TEL : 0852-32-5975 FAX : 0852-32-5956 HP : <https://www.shimane-fjc.com/>

12. 会場アクセス

松江 「いきいきプラザ島根」 松江市東津田町 1741-3	浜田 「いわみーる」 浜田市野原町 1826-1
<p>■JR 松江駅バス停より市営バス県合同庁舎行または南循環線外回りで「県合同庁舎前」下車 (所要時間約 20 分)</p>	<p>■JR 浜田駅より「大学線」「いわみーる」下車 (所要時間約 10 分)</p>

受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行います。